

第 1 3 3 3 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 2 7 年 6 月 1 1 日 木曜日

開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 0 時 3 0 分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席者	教 育 長	在田 正秀
	委 員	奥野 史子
	委 員	秋道 智彌
	委 員	鈴木 晶子
	委 員	星川 茂一
	委 員	高乗 秀明

4 欠席者 なし

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

1 0 時 0 0 分, 教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 3 3 2 回京都市教育委員会会議の会議録について, 教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 1 件

イ 議決事項

議第 6 号 「宝が池公園少年スポーツ広場及びこども体育館の使用に関する規則改正」について

(事務局説明)

○森田体育課長

この規則改正は, 5 月市会における京都市こども体育館の一般利用の導入を定めた宝が池公園運動施設条例の一部改正に伴い, 施設及び使用資格に応じた受付期間を定めるとともに, 特別の設備の設置の際に必要な手続を定めるものである。

規則改正の概要について順次説明する。使用許可申請の受付期間については, こども体育館に係る申請について条例第 1 1 条第 5 号に該当するもの (高校生以上の団体) は使用しようとする日の属す

る月の2箇月前の月の初日からの受付開始とする。また、その他のもの、従来から使用している子ども団体については、使用しようとする日の属する月の3箇月前の初日からの受付開始とする。

続いて、使用許可申請書の様式の変更について、従来は申請書1枚につき、1回分の使用申込みであったものを、複数回の申込みができるよう様式を変更する。

次に、特別設備の設置の際に必要な手続について、従来定めがなかったものを地域体育館等での定めに習い、看板やステージ等を設置する場合について特別設備の設置として定めを設けた。

今後の予定については、本規則の改正後、7月に広報を開始し、8月から高校生以上の利用受付を開始、10月1日から高校生以上の団体の利用を開始する。

資料には、参考としてこども体育館の施設概要について、また、5月市会で議決された内容についても掲載している。

なお、5月市会における条例の一部改正の議決の際に、半日単位での利用しかできないのは、大変不便だという御指摘のもと、時間単位での使用を導入するよう付帯決議をいただいた。それを踏まえ、現在、時間単位の利用導入について検討調整を行っている。

その他資料として、議案及び新旧対照表を添付している。

(委員からの主な意見)

【秋道委員】申請書一枚につき、複数回分の申込みができるとのことだが、どれくらいの期間分の申込みができるのか。また、先着順か。

【事務局】1か月ごとの申込みとなる。また、先着順ではなく、申込みが重なった場合には抽選となる。

【秋道委員】抽選であることは規則に書かれていないが、運用上で整理していくのか。

【事務局】抽選等、申請の詳細については、利用案内の手引の中でお示しする。

【秋道委員】抽選であれば、倍率はどの程度になると想定されているか。

【事務局】市内のほとんどの地域体育館で、利用率は9割を超えている。あくまで予想となるが、1コマについて、数倍程度はあり得ると思う。当初から周知がどこまで行き届くかということにもよる。

【秋道委員】現在利用している団体に地域性の偏りはあるか？

【事務局】公共交通の便が良いこともあり、大きな偏りはなく、全市域から御利用いただいている。

【星川委員】時間単位での利用導入について、検討中とのことであったが、10月1日から開始する予定か。

【事務局】時間単位の導入方法について、複数の方法があると考えている。本来は、条例改正により時間単位での金額設定などを行うべきだが、それでは10月1日には間に合わない。要綱等を作成し、暫定措置として時間単位での利用導入ができるか等、関係課とも検討調整していきたい。

【奥野委員】現在は午前、午後の区分であるが、時間単位を取り入れるまでは、午前、午後の区分のままで行うのか。また、午前・午後で料金が違う理由は。

【事務局】時間単位の利用導入が整理できるまでは、午前、午後の区分で行う。

料金については、こども体育館には空調設備がないため、地域体育館の料金設定から空調料金を引いた1時間単位の料金に、午前は9時から13時までの4時間、午後は13時30分から18時までの4.5時間を掛け合わせた料金設定としている。

【秋道委員】 これまでに、複数の団体が同時に使用した場合にトラブルなどはないか。

【事務局】 通常は1団体が使用している。大会では、複数団体が使用することもあるが、トラブルは聞いていない。

(議決)

教育長が、議第6号に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

- ・6月 5日 文科省が公表した中高生の英語力向上や英語教育改善を目指す「生徒の英語教育向上推進プラン」について
- ・6月 10日 6/10に伏見区で発生したタンクローリーから塩酸が流出した交通事故の影響について
教育福祉委員会について

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

10時30分、教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長